

入札説明書

平成 30 年度医療労務管理支援事業（再度公告）

千 葉 労 働 局
雇 用 環 境 ・ 均 等 室

医療労務管理支援事業の調達契約に関わる入札公告（平成30年3月9日付）に基づく入札等については、他の法令等で定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

第1 入札及び契約に関する事項

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

厚生労働省千葉労働局総務部長 名田 裕

2 一般競争に付する事項

(1) 件名

医療労務管理支援事業

(2) 仕様

別紙7[「平成30年度医療労務管理支援事業」委託要綱]の別添1「平成30年度医療労務管理支援事業に係る仕様書」のとおり。

※ 不明点は、電話・FAXにより下記4(1)の担当者に照会すること。

(3) 契約期間

平成30年4月2日(予定)から平成31年3月29日まで。

(4) 履行場所

支出負担行為担当官が指定する場所。

(5) 入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。

イ 入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。また、契約条件については別紙7[「平成30年度医療労務管理支援事業」委託要綱]の別添5「医療労務管理支援事業委託契約書(以下「契約書」という。)」を十分確認の上、入札金額を見積もること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額の1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ この契約金額は概算契約における上限額であり、事業終了後、事業に要した額の確定を行い、実際の所要金額がその契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

オ 一般競争入札(総合評価落札方式)であるが、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第85条に基づく最低入札価格調査基準額を設ける。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除する(会計法第29条の4、第29条の9、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第72条第1項、第77条第2号及び第100条の3第3号)。

(7) 違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として納めなければならない。

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得てい

る者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
ア厚生年金保険、イ健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、ウ船員保険、エ国民年金、オ労働者災害補償保険、カ雇用保険
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受領している場合には、この限りではない。
- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年1月20日付け基発0120第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3に基づく企業名の公表をされていないこと。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

4 入札に係る問い合わせ等

(1) 入札説明書の交付場所

〒260-8612 千葉県千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎2階
厚生労働省千葉労働局雇用環境・均等室

担当：大友・菅原

電話：043-306-1860

FAX：043-224-7675

(2) 入札説明書の交付期間

平成30年3月9日（金）～平成30年3月14日（水）

ただし、交付は開庁日の9時～12時、13時～17時とする。

(3) 入札に関する問い合わせ先及び期間

ア 問い合わせ先・方法

上記（1）にて受け付ける。

なお、件名は本事業に係る問い合わせであることが分かるものとする。

イ 問い合わせの受付期間

平成30年3月9日（金）～平成30年3月14日（水）

ただし、受付は開庁日の9時～12時、13時～17時とする。

ウ 問い合わせに対する回答

問い合わせに対する回答は、平成30年3月14日(水)までに、質問者及び下記5の入札説明会に参加した者に対して行う。

ただし、総合評価に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答する。

5 入札説明会の開催

以下のとおり、入札説明会を開催する。

(1) 開催日時

平成30年3月12日(月)13時から

(2) 場所

千葉労働局 雇用環境・均等室 2階会議室

6 提案書類の提出等

(1) 提案書類の受領期限

平成30年3月15日(木)15時

ただし、受付は開庁日の9時～12時、13時～17時までとする。

上記4(1)まで直接提出すること。

また、郵送(書留郵便に限る。)も可とするが、上記4(1)あてに提案書類の受領期限の前日までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。郵送の場合、担当者の氏名及び連絡先を明記すること。

なお、電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

(2) 提案書類の無効

本入札説明書に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した又は不備がある提案書類は受理せず無効とする。

(3) 不備があった場合の取扱い

一旦受理した提案書類において形式的な不備が発見された場合は、提案者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。

この場合、通知を受け取った提案者が受領期限までに整備された提案書類を提出できない場合は、提案書類は無効とする。

(4) プレゼンテーションの実施

有効な提案書類を提出した者から、提案書類の説明を求めため、プレゼンテーションを実施する場合がある。開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、提案書を提出した者に対し、開催の前日までに連絡する。

7 入札書の提出等

入札書は、紙入札方式により提出するものとする。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 入札書の提出期限等

ア 入札書の提出期限

平成30年3月15日(木)15時00分

イ 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒260-8612 千葉県千葉市中央区4-11-1 千葉第二地方合同庁舎

千葉労働局 総務部総務課 担当 真方、藤本

電話 043-221-4311

ウ 入札書の提出方法

入札書は、別紙1の様式にて封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、あて名(支出負担行為担当官千葉労働局総務部長あて)及び「平成30年3月27日開札〔平成30年度医療労務管理支援事業(再度公告)〕入札書在中」と朱記しなければならない。

なお、郵便、電報、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認められない。

(2) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ 誓約書(別紙5)を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合は、当該者の入札を無効とする。

ウ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しない時又は資格を有すると認められなかった時は、当該入札書は無効とする。

(3) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

(4) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名・名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、入札時までに別紙3による代理委任状を上記7(1)イに提出しなければならない。

ウ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

8 開札

(1) 開札の日時及び場所

① 開札場所 千葉労働局3階 労働基準部会議室

② 開札日時 平成30年3月27日(火) 13時30分

(2) 入札の留意点

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(3) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格

の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札手続に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、平成30年3月15日(木)15時までに競争参加資格を有することを証明する書類(別紙4を参照)を上記7(1)イあてに提出しなければならない。

イ 郵送により提出する場合は書留郵便に限るものとし、上記7(1)イあてに受領期限の前日までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。また、郵送の場合、担当者の職氏名及び連絡先を明記すること。

ウ 入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

総合評価落札方式とする。

ア 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を満たしている提案をした入札者の中から、総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。

ただし、本入札案件は低入札価格調査制度を適用するものとし、低入札価格調査基準額を下回る入札が行われた場合には、落札の決定を保留し、低入札価格調査を実施する。低入札価格調査基準額を下回った入札を行った者は、本調査への協力義務があることに留意のこと。

落札者となるべき者の入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。また、入札者等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭により通知するものとする。

(4) 契約書の作成等

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

オ 契約締結後、国は契約に係る情報(契約日、契約相手方の名称、住所、法人番号及び契約金額等)を公表する。

カ 平成30年度予算が平成30年4月1日までに成立しない場合には、契約期間及び契約内容等について別途協議することとする。

(5) 支払条件

別添5の契約書(案)に基づき、支払うこととする。

10 提出書類

- | | | |
|---|---------|-------|
| (1) 入札書(別紙1) | 1部 | |
| (2) 提案書類一式 | | |
| ア 提案申請書(別紙2) | 7部(原本1部 | 写し6部) |
| イ 提案書 | 7部(原本1部 | 写し6部) |
| ウ 全省庁統一資格書(写) | 1部 | |
| エ 直近2年間の保険料の領収書(写) | 1部 | |
| オ 誓約書(別紙5) | 1部 | |
| カ 自己申告書(別紙6) | 1部 | |
| キ その他の書類(委任状等) | 1部 | |
| ク 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)
に関する基準適合一般事業主認定通知書(写) | 1部 | |
| ケ 次世代法に基づく認定(くるみん認定及びプラチナくるみん認定)
に関する基準適合一般事業主認定通知書(写) | 1部 | |
| コ 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)
に関する基準適合事業主認定通知書(写) | 1部 | |
| サ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届 | 1部 | |

ただし、上記(2)ア～イ及びク～サについては上記4(1)へ、上記(1)及び(2)ウ～キについては上記7(1)イへ提出すること。

また、上記の資料ア、イのうち、写しについては、会社名、ロゴマーク等は一切記載せず、提案者が特定できないようにすること。

なお、上記の資料ク～サについては、認定を受け、又は計画を届け出ている企業に限り提出すること。ただし、認定を取消された場合などには、速やかに上記4(1)まで届け出ること。

11 その他留意事項

- (1) 入札書、提案書類の用紙サイズは、A4を原則とする。
- (2) 委託に係る費用は、業務完了後、契約書に定めるところにより支払うものとする。
- (3) 委託事業は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、作業の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は、あらかじめ厚生労働省の承認を受けること。
- (4) 委託業者は、業務において知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。
- (5) 委託業者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- (6) 入札書、提案書類の作成、提出等に関する費用は、提案者の負担とする。
- (7) 入札書、提案書類に係る文書の作成に用いる言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (8) 入札書、提案書類に虚偽の記載をした場合は、提案書類を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止の措置を行うことがある。
- (9) 提案書類の取扱い
 - ア 提出した提案書類を支出負担行為担当官の許可なく公表又は使用してはならない。
 - イ 提出された提案書類は返却しない。
 - ウ 提出された提案書類及びその複製は、支出負担行為担当官の選定作業以外に提案者に無断で使用しないものとする。
- (10) 入札書、提案書類の提出後においては、原則として提案書類に記載された内容の変更を認めない。また、提案書類に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、病気休暇・死亡及び退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当該担当者と同等以上の担当者で支出負担行為担当官が認める者でなければならない。

- (1 1) 提案書類の作成のために支出負担行為担当官より受領した資料は、支出負担行為担当官の了承なく公表又は使用してはならない。
- (1 2) 提案書類を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、事項に従って質問を行うこと。

第2 総合評価に関する事項

1 業務内容の仕様

別添1「平成30年度医療労務管理支援事業に係る仕様書」のとおりとする。

2 総合評価に関する事項及び方法

別添2「平成30年度医療労務管理支援事業評価項目及び評価基準」のとおりとする。

【様式等】

- ・別紙1 入札書
- ・別紙2 総合評価落札方式による一般競争入札技術提案申請書
- ・別紙3 委任状
- ・別紙4 競争参加資格確認関係書類
- ・別紙5 誓約書
- ・別紙6 自己申告書
- ・別紙7「平成30年度医療労務管理支援事業」委託要綱
 - (別添1) 仕様書
 - (別添2) 評価項目及び評価基準
 - (別添3) 総合評価基準書
 - (別添4) 委託事業実施計画書
 - (別添5) 契約書(案)
 - (別添6) 提案書作成要領